

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給スケジュールについて

【健康福祉政策課】

1 概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、令和6年度に「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」及び「定額減税を補足する給付（調整給付）」を行うもの。

(1) 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

- ・令和6年度住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯（令和5年度に低所得世帯向け給付の対象となった世帯を除く。）に対し1世帯当たり10万円を支給（約17,000世帯）。
- ・18歳以下の児童がいる場合には、こども加算として1人当たり5万円を支給（約3,200人）。

(2) 定額減税に係る調整給付

- ・定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる所得税／住民税の納税義務者に上回る（減税しきれない）と見込まれる額を支給する（約130,000人）。

※ 所得税の定額減税可能額：本人及び扶養親族数×3万円

住民税の定額減税可能額：本人及び扶養親族数×1万円

※ 調整給付については、R5の所得税額で一旦算定して支給するため、R6の所得税額が確定するR7年度以降に、なお給付額が不足する者に対しての不足給付を実施予定。

2 スケジュール（予定）

6月1日	賦課期日
6月3日	基準日※ ¹
6月上旬～	公金口座情報の照会、地方税情報の照会
7月上旬～	対象世帯の確定、通知物の作成
◎7月下旬～	通知書※ ² 又は確認書※ ³ の発送、口座変更等の確認期間
◎8月中旬～	給付金の支給開始
10月末	申請締め切り
11月末	支給完了予定

※¹ 世帯構成や住民税額等の把握や支給対象者を抽出する事務処理を開始する日

※² 公金受取口座情報等により給付金の振込口座が把握できる世帯には、通知書を発送し、振込口座の変更等の確認期間を確保した後に、返送不要のプッシュ型で支給する。

※³ ※²以外の世帯には、支給要件確認書を発送し、振込口座情報の記入や支給要件等を確認後に、市へ確認書を返送していただき、内容確認が終了した世帯から順次、支給する。